

融雪槽補助金のご案内

この制度は、市内の住宅等に融雪槽を設置する際に、その費用の一部を補助することで、居住環境の向上や地域経済の活性化を図ることを目的とします。

対象者

- 市内に住民票があり居住している住宅や取得する住宅に融雪槽を設置する者(個人)
- 又は、市内に所有している共同住宅に融雪槽を設置する者(個人・法人)

※市税の滞納がないこと

対象経費

- 市内事業者による50万円（税抜）以上の融雪槽設置工事費

【対象外となる費用】融雪槽設置と関連がない工事費、移動型の融雪機器、設計費、事務所及び店舗等の居住用以外の部分の工事費

【兼用住宅の場合】住宅部分の面積が全体の1/2以上であることが補助要件となります。住宅部分と全体の面積が分かる書類の提出が必要になります。

対象要件

- 申請者、対象住宅が令和7年度及び令和8年度に「石狩市住宅リフォーム補助金、石狩市融雪槽補助金、石狩市空家購入補助金」の交付決定を受けていない、または申込中ではないこと
- 重複計上が認められない他の補助金等との併用をしていないこと
- 建築基準法および関係規定に明らかな違反がないこと

※車庫・物置・カーポートなど増改築は、確認申請が必要となる場合がありますので必ず確認してください。
確認申請が必要な工事で、手続きを行っていない場合は、補助の対象となりません。

補助額

- 融雪槽設置工事費（税抜）（ロードヒーティング含）の10%、上限15万円

募集時期	第1期募集（募集枠1,600万円分）	第2期募集（募集枠400万円分）
	抽選申込：令和8年3月2日（金）～4月10日（金） 抽選日：令和8年4月15日（水）AM10:00 抽選会場：石狩市役所 会議室 ※参加は任意です。 交付申請：令和8年4月17日（金）～6月3日（水） 注意事項：交付申請時に申請額の増額可（2割まで）	抽選申込：令和8年5月18日（月）～6月12日（金） 抽選日：令和8年6月17日（水）AM10:00 抽選会場：石狩市役所 会議室 ※参加は任意です。 交付申請：令和8年6月19日（金）～7月31日（金） 注意事項：抽選申込時「見積書の添付」必要 交付申請時に申請額の増額不可

【当選者発表方法】①当選した方には郵送でご連絡いたします。②市HPで公表いたします。③建築住宅課窓口に掲示いたします。

※第1期、第2期とも申込が予算枠内であれば抽選は実施しません。

※第2期で申込額が募集枠内の場合、以後予算の範囲内で追加（先着）の交付申請を受け付けします。

申込方法	○ 抽選申込や交付申請は、期間内に建築住宅課窓口にて受付します ※事情により来庁出来ない場合は、建築住宅課までご相談願います ○ 抽選申込書は、建築住宅課窓口で配布します。（又はHPからダウンロード） ○ 補助金の申請には、 まず「抽選申込書」の提出をお願いします！	 

実績報告

- 工事完了日から30日以内かつ令和9年2月26日（金）まで

※申請方法等の流れ詳細は裏面の「手続きフロー図」をご覧ください

手続きフロー図 「融雪槽補助金」

※交付決定前に契約してしまうと、

事前着手となり補助は受けられなくなりますので、ご注意ください。



1

抽選申込書提出

オンラインでも抽選申込できます!!



提出書類 ①抽選申込書 , ②見積書(※第2期申し込みのみ)



公開抽選会実施 交付申請予定者(当選者)決定

※抽選会への参加は任意です。抽選結果については、当選した方のみ郵送でご連絡いたします。

また、市HP及び建築住宅窓口で公開いたします。抽選番号でご確認ください。HPは抽選日の16:00頃に公開予定です。

当選者に対し、補助金申請予定者決定通知書を送付

※落選した方には何も郵送されません。

2

補助金交付申請書提出

※対象期間内に申請してください

【提出書類】

<市役所窓口等で取得していただく書類>

③は住民票のある市町村で取得してください。
④は、市外の方も石狩市役所で取得してください。
石狩市では、窓口で「補助金申請に使う」とお伝え頂くと、手数料はかかりません。

①補助金交付申請書

…当選者に郵送します。

②支払金口座振替依頼書兼債権者マスタ登録票

…当選者に郵送します。

③申請者の住民票

…市役所1階①番窓口(市民課)

④申請者の納税証明書(市税の滞納が無いことの証明)

…市役所1階⑮番窓口(納税課)

<申請者が事前にご用意いただく書類>

①補助対象住宅の位置図及び配置図(地図等のコピーでも可)

②工事費用がわかる見積書と内訳書の写し ※第2期は変更無い場合は不要

③工事の施工前の状況がわかるカラー写真(データ提出不可)

④兼用住宅の場合は、住宅部分と全体の面積が分かる図面・書類

⑤共同住宅所有者が申請する場合は、補助対象住宅の登記事項証明書

⑥共同住宅所有者が法人の場合は、申請する法人の登記事項証明書

⑦補助対象住宅を取得する者が申請する場合は、新築工事の契約書の写し、または住宅購入の契約書の写し

交付決定通知書を送付

工事請負契約締結(工事着手)

請負契約書の作成はリフォーム業者の様式で可です。
※契約書は、リフォーム協会のHPを参照願います。

変更・中止承認申請書提出 ※工事内容を変更または中止(キャンセル)する場合

一部工事中止での減額、修繕箇所が増加したことによる増額などの場合は、変更承認は不要です。
実績報告書提出の際に「軽微な変更」として提出してください。

工事完了(代金支払い)

3

実績報告書提出 ※工事完了日から30日以内かつ令和9年2月26日(金)まで

【提出書類】

<市役所から郵送する書類>

<取得した住宅に設置した申請者にご用意いただく書類>

①補助金実績報告書

⑥交付対象者の住民票の写し …市役所1階①番窓口(市民課)

②請求書(日付未記入、押印不要)

⑦補助対象住宅の登記事項に係る全部事項証明書の写し

③アンケート

…札幌北法務局など

<申請者にご用意いただく書類>

①請負契約書の写し(押印、印紙あり。契約日は交付決定後の日付)※軽微な変更がある場合は、変更後の額

②領収書等の写し(押印、印紙あり。領収日が確認できること)※軽微な変更がある場合は、変更後の額

③融雪槽工事の施工後の状況がわかるカラー写真(データ提出不可)

④融雪槽工事が許可等を要する場合は許可証の写し

⑤軽微な変更がある場合、変更後の費用がわかる見積書の写し及び内訳書の写し

市役所



交付額確定通知書を送付

※支払い先銀行と支払い予定期をお知らせします。

完了実績報告を提出後2週間程度でお知らせいたします。土日祝日の関係で前後します。詳しくは、通知でご確認ください。

登録口座へ補助金支払い

石狩市役所 建築住宅課 住宅政策担当